

飯塚市自費施工承認基準

(趣旨)

第1条 この告示は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、道路管理者(以下「市長」という。)以外の者が行う道路工事(以下「自費施工」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(施工の承認)

第2条 自費施工の承認は、車両等乗り入れのため真に必要ながあると認める場合であって、原則として次の各号に該当しない場所に限り行うものとする。

- (1) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の場所
- (2) 横断歩道(交差点の横断歩道は除く。)の手前の側端から5メートル以内の場所
- (3) バス停車帯及び停留所の標示柱から10メートル以内の場所
- (4) 隣家の通路から10メートル以内の場所

(通路の間口)

第3条 通路を設ける場合の間口は、次の表の区分により施工するものとする。

区 分	目 的	通路の間口
個人用通路	一般民家で普通車、軽車両及び農耕機の出入りを主とする通路	1箇所5メートル以内(歩道切り下げ部)として1箇所とする。
事業用通路	商店、アパート、病院、官公庁、集会所等で特に普通車両の出入りの多い通路又は果樹園、田畑等農耕地で大型特殊農耕機の出入りを主とする通路	1箇所6メートル以内(歩道切り下げ部)として1箇所とする。
大型用通路	ガソリンスタンド、ドライブイン、工場等で大型車両の出入りを主とする通路又は消防署、警察署、電信電話営業所、電力営業所、緊急指定病院等緊急車の出入りを主とする通路	1箇所8メートル以内(歩道切り下げ部)として1箇所とする。

(通路間口の特例)

第4条 市長が特に必要と認めた場合は、前条の規定にかかわらず、通路の間口の2倍以内で施工することができるものとする。

(通路間口の間隔及び箇所数)

第5条 通路間口の間隔は、10メートル以上の間隔を置くものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、住宅密集地等でやむを得ず隣接する通路間口との間隔を10メートル以上確保できない状況で、歩行者の安全確保と道路の構造の保全が適切と認められる場合は、最低2メートル以上とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、2メートル未満の間隔を置くことができるものとする。
- 4 通路間口の箇所数は、原則として、申請者毎1箇所とする。ただし、ガソリンスタンド及び路外駐車場等で出入りが頻繁に行われ、市長が必要と認めた場合は、2箇所とすることができる。

(通路の構造)

第6条 通路の構造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前条第3項の承認を受けた者は、施工の際に申請地と隣接する歩道等の地盤高を面一とし、境界線に車止めを設けること。
 - (2) 第4条の特例の承認を受けた者は、道路鋸を設けること。
 - (3) 通路用地以外に降った雨水等を直接路面排水施設に流入させないようにすること。
- 2 前項各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(申請)

第7条 自費施工の承認を受けようとする者は、飯塚市自費施工承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 字図
- (3) 平面図
- (4) 断面図(施工前・後)
- (5) 構造図
- (6) 構造計算書
- (7) 現況写真
- (8) 利害関係者の同意書
- (9) その他、市長が必要と認めた書類

(承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認する旨を決定した場合は、飯塚市自費施工承認書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の承認には、道路管理上必要な条件を付することができる。

(変更)

第9条 前条の自費施工の承認を受けた者(以下「自費施工者」という。)が構造等を変更しようとするときは、飯塚市自費施工変更届出書(様式第3号)によりその旨を市長に届け出るものとする。

(施工)

第10条 自費施工者は、工事に着手する際は、危険防止のため必要な設備を設け、事故の発生を防止し、安全かつ円滑な交通を確保し工事に伴う騒音、振動等の発生防止に努めなければならない。

(完了)

第11条 自費施工者は、工事を完了した場合は、飯塚市自費施工完了届出書(様式第4号)に次に掲げる書類を添え遅滞なく市長に届け出て、現地で確認を受けなければならない。

- (1) 写真(施工前・施工後及び作業状況)
- (2) 完成図(平面図)
- (3) その他、市長が必要と認めた書類

(帰属)

第12条 自費施工により築造された道路及び道路付属物は、前条の現地確認が完了した日から飯塚市に帰属するものとする。

(瑕疵担保期間)

第13条 自費施工者は、第11条の現地確認が完了した日から起算して1年間、瑕疵担保責任を負うものとする。

(費用の負担)

第14条 自費施工者は、乗入施設等にかかる必要な工事費、移設費その他一切の費用を負担するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。